

国技建管第33号
令和2年3月24日

各地方整備局 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

快適トイレの導入について

国土交通省においては、建設現場において男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めてきたところです。

その一環として、平成26年度より建設現場のトイレにこれまでのものに比べて質の良いトイレ（快適トイレ）を設置する試行を開始し、平成28年度より快適トイレの標準仕様を策定、直轄工事において快適トイレを原則化したところであり、平成30年度は全国で3,000件以上の工事において、快適トイレを導入したところです。

今般、これまでの実績を踏まえ、快適トイレの導入における特記仕様書記載例及び費用の積算について、別添1、2のとおり行うこととしたので、通知する。

なお、快適トイレの導入に当たっての配慮事項について、別紙の通りとりまとめたので、快適トイレを導入する際には、可能な限り、別紙について配慮することとされたい。

附則

本通知は、令和2年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事から適用する。

なお、「快適トイレの導入について」（平成28年8月4日付け国技建管第3号）は、令和2年3月31日をもって廃止する。

国技建管第33号
令和2年3月24日

沖縄総合事務局 技術企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

快適トイレの導入について

標記について、別添のとおり各地方整備局等あてに通知したので、貴局におかれても
準拠されたい。

■特記仕様書記載例

第〇条 快適トイレの試行

1. 内容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (13) 撥音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

快適トイレの導入における費用の積算について

1. 快適トイレの設置

- 標準仕様を満たすトイレを男女別で各 1 台設置することを標準とする。
- 「快適トイレに求める機能（1）～（6）」及び「付属品として備えるもの（7）～（11）」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。
- 原則、全ての工事に適用するが、市場に全現場に備える快適トイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。
- 工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。）
- 監督職員は、「快適トイレに求める機能（1）～（6）」及び「付属品として備えるもの（7）～（11）」について、内容が確認できる資料を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとする。

2. 快適トイレの計上費用

- 快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」^{※1}を計上するものとし、男女別で 1 台ずつ計 2 台まで計上できるものとする。（102,000 円／2 基・月が上限）
- ※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円（従来品）を除した額。**
- 計上費用は、「積算上の差額」と「51,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。（管理費区分の設定は行わない。）
 - ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1 ハウスで 102,000 円／基・月上限まで計上可能とする。
 - 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、積上計上しない。

【具体的な計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）
積算で計上する費用 : 51,000 円／基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）
積算で計上する費用 : 30,000 円／基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用
 男女別一体型ハウス 100,000 円／基・月の場合（積算上の差額 90,000 円）
積算で計上する費用 : 90,000 円／基・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用
 男女別一体型ハウス 200,000 円／基・月の場合（積算上の差額 190,000 円）
積算で計上する費用 : 102,000 円／基・月

快適トイレの導入に当たっての配慮事項について

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（1）～（6）に配慮することとする。

（1）全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

（2）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

（3）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする

（4）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする

（5）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

（6）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする